

イタリアの 2019 年憲法改正法律

—国会議員の定数削減とその評価・影響—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 芦田 淳

目 次

はじめに

I 国会議員の定数削減

- 1 従来の経緯
- 2 2019 年憲法改正法律の制定
- 3 2019 年憲法改正法律の内容
- 4 2019 年憲法改正法律の評価

II 選挙法及び議院規則に対する定数削減の影響

- 1 両議院選挙法に及ぼした影響
- 2 両議院規則に及ぼす影響

おわりに

翻訳：「国会議員の定数削減に関する憲法第 56 条、第 57 条及び第 59 条の改正」に係る、第 2 回目の表決において各議院の構成員の 3 分の 2 には満たない絶対多数により可決された憲法的法律の法文

付：現行規定と改正後の規定の対照表（イタリア共和国憲法）

2019 年 5 月 27 日法律第 51 号「国会議員数から独立して選挙法が適用可能であることを保障するための規定」

付：現行規定と改正後の規定の対照表（1957 年 3 月 30 日共和国大統領令第 361 号「代議院選挙規定に関する諸法の統一法」）

付：現行規定と改正後の規定の対照表（1993 年 12 月 20 日立法命令第 533 号「共和国元老院選挙規定に関する諸法の統一法」）

2017 年 11 月 3 日法律第 165 号「代議院及び共和国元老院の選挙制度の改正。小選挙区及び大選挙区の決定に関する政府への委任」（抄）

キーワード：イタリア、憲法改正、定数削減、終身上院議員、下院選挙法、上院選挙法、議院規則、憲法改正国民投票

要 旨

2019年10月に国会を通過した憲法改正法律案は、下院議員及び選挙により選ばれる上院議員について各定数の約36.5%を削減するものである。また、定数削減と併せて、両議院において在外選挙区に配分される定数の削減、上院において各州に配分される定数の下限の見直し、大統領の任命する終身上院議員の定員拡大の抑止を定めている。

定数削減の目的には、立法過程の効率化、政治のコストの削減、人口比から見て過剰と考えられる議員定数の適正化が挙げられているが、一方で、多様な立場（特に、少数者の立場）を国会に反映することが困難になり、国会自体の弱体化も招きかねない等の批判がなされている。

当該法律案の成立には、国民投票で過半数の賛成を得る必要があり、世論調査等によれば、賛成多数となる可能性が高いようである。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大のため、2020年3月に予定されていた国民投票は延期された。

はじめに

2019年10月、イタリアでは、国会議員の定数削減を行うための憲法改正法律（「国会議員の定数削減に関する憲法第56条、第57条及び第59条の改正」に係る、第2回目の表決において各議院の構成員の3分の2には満たない絶対多数により可決された憲法的法律の法文）⁽¹⁾（以下「2019年憲法改正法律」）案が国会を通過した。当該法律案は、主として、憲法で固定された下院議員の定数及び選挙により選ばれる上院議員⁽²⁾の定数を、それぞれ630人から400人、315人から200人に削減するものである（いずれも、約36.5%の削減）。あわせて、大統領の任命する終身上院議員の定員が現行の5人より拡大することを抑えるための改正も含まれている。ただし、憲法改正が実施されるためには、国民投票において賛成が過半数とならなければならない。

国会議員の定数に関しては、過去にも関連規定の改正が行われており、その後も、繰り返し削減が提案されてきた。そこで、第I章では、まず、国会議員の定数に関する憲法規定の過去の改正とともに、今世紀に入り、どのような改正が提案されてきたかを概観する。続いて、2019年憲法改正法律の目的と内容、当該法律の評価について解説する。第II章では、まず、国会議員の定数削減をめぐる動向が実際に及ぼした影響として、2019年5月27日法律第51号「国会議員数から独立して選挙法が適用可能であることを保障するための規定」⁽³⁾（以下「2019

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月1日である。

(1) “Testo di legge costituzionale approvato in seconda votazione a maggioranza assoluta, ma inferiore ai due terzi dei membri di ciascuna Camera, recante: «Modifiche agli articoli 56, 57 e 59 della Costituzione in materia di riduzione del numero dei parlamentari»,” *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, n.240, 12 ottobre 2019, pp.1-2. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2019/10/12/19A06354/sg>>

(2) 上院議員の大半は選挙により選出されるが、大統領の任命によるものなど、選挙によらない議員も若干であるが存在する。

(3) L. 27 maggio 2019, n.51, Disposizioni per assicurare l'applicabilità delle leggi elettorali indipendentemente dal numero dei parlamentari. 以下、法令に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

年法」)による両議院選挙法の改正を確認する。次に、定数削減が両議院規則の内容及び運用に及ぼす影響について検討する。あわせて、2019年憲法改正法律、2019年法を訳出し、憲法、両議院選挙法のうち関係する現行規定と改正後の規定の対照表を付す。

I 国会議員の定数削減

1 従来 of 経緯

(1) 国会議員定数と1963年憲法改正

1948年に施行された現行憲法は、その第56条において下院議員の定数を、第57条において選挙により選ばれる上院議員の定数を規定している。制定当初、これらの条では、定数を固定しておらず、下院であれば住民8万人又は4万人を超える端数につき1人の議員⁽⁴⁾、上院であれば住民20万人又は10万人を超える端数につき1人の議員と、人口に比例して定めるよう規定していた。そのため、第1回選挙(1948年)において、下院議員の定数は574、上院議員の定数は237とされ、その後の人口増加に伴い、第3回選挙(1958年)において、下院議員の定数は596、上院議員の定数は246とされた⁽⁵⁾。ただし、第1議会期⁽⁶⁾(1948～1953年)については、憲法の経過的及び最終的規定第3条により、憲法制定議会(1946～1947年)の議員であって、上院議員となる法定要件(40歳に達した選挙人であること等)を備え、かつ、首相又は立法府の議長であった者等は、大統領の命令により上院議員に任命されると規定されていたため、選挙によらない107人の上院議員がおり、1948年4月時点で、同議員の合計は344人となっていた。

これに対して、1963年2月9日憲法的法律第2号⁽⁷⁾は、憲法第56条及び第57条を改め、現在のように、下院議員の定数を630、選挙による上院議員の定数を315に固定した。この改正は、「人口の増加が僅かとはいえ継続しているイタリアのような国において議会の肥大化を避けるため、両議院の構成員の数を固定することは、人口の増加に伴って当該構成員が増加しないという要求を満たすように思われる」⁽⁸⁾と評価されている。なお、仮に改正が行われなかった場合、1963年の人口を基にすれば、下院議員の定数は637、上院議員の定数は255となっていた⁽⁹⁾。また、上院議員の定数を315とする設定については、選挙によらない議員を合わせた344人という1948年時点の上院議員数が影響を及ぼしたとされる⁽¹⁰⁾。

(4) 選挙区の住民数を80,000で除した商の整数部分を当該選挙区の定数とし、剰余が40,000を超えた場合には1を加える。例えば、住民数が110万人の選挙区であれば、商の整数部分の13に、剰余が60,000であるため1を加えた14が定数となる。

(5) 各議席数に関しては、「Archivio storico delle elezioni。」Dipartimento per gli Affari Interni e Territoriali website <<https://elezionistorico.interno.gov.it/index.php>>を参照した。

(6) 議会期は、選挙から次の選挙までの期間で、解散による繰上げ選挙が行われないうり5年間である。

(7) L.cost. 9 febbraio 1963, n.2, Modificazioni agli articoli 56, 57 e 60 della Costituzione.

(8) Temistocle Martines, "Art. 56-58," Giuseppe Branca (a cura di), *Commentario della Costituzione: Le Camere*, Tomo I, Bologna: Zanichelli, 1984, p.103.

(9) Paolo Colasante, "La riduzione del numero dei parlamentari, fra merito e legittimità costituzionale," *federalismi.it*, n.12, 29 aprile 2020, p.54. <<https://www.federalismi.it/nv14/articolo-documento.cfm?Artid=42210>>

(10) Carlo Fusaro e Massimo Rubechi, "Art. 57," Raffaele Bifulco, Alfonso Celotto, Marco Olivetti (a cura di), *Commentario alla Costituzione*, vol. II, Torino: Utet giuridica, 2006, p.1145.

(2) 2000年代以降の改正提案

1980年代以降、憲法改正による統治機構改革をめぐる議論の中で、国会議員定数の削減も二院制の見直しとともに繰り返し論じられている。二院制の見直しは、両議院が立法手続及び政府統制において完全に対等な権限を持っており、構成も相似していること⁽¹¹⁾を改めようとするものである。今世紀に入ると、まず、第14議会期（2001～2006年）において、当時の中道右派政権が提出し両議院で可決されたものの、改正の賛否を問う国民投票（2006年6月実施）により否決され、実現には至らなかった憲法改正法律⁽¹²⁾がある⁽¹³⁾。当該法律は、下院定数を518に削減するとともに、上院を「連邦上院」と改称し、定数252の上院議員が各州において州議会選挙と同時に選出されると定めていた⁽¹⁴⁾。また、政府との信任関係から上院を排除するなど、両議院の対等な権限を改めようとするものであった。

第15議会期（2006～2008年）には、下院定数を512に削減するとともに、州等及び地方団体⁽¹⁵⁾の議会により、その構成員から定数196の上院議員を選出することを含む、いわゆるヴィオランテ案が下院憲法問題委員会で可決された⁽¹⁶⁾が、本会議での可決には至らなかった。同案も、政府との信任関係を下院に限定し、立法手続を概して下院優位とする方向で改めるなど、二院制の見直しを含んでいた。また、第16議会期（2008～2013年）にも、下院定数を508、上院定数を250とする憲法改正法律案⁽¹⁷⁾が上院に提出されたが、下院での可決には至らなかった。同法律案は、両議院と政府の信任関係には触れていないが、立法手続については、重要法律案（憲法、選挙、立法委任、緊急法律命令の転換⁽¹⁸⁾、国際条約の批准承認、予算・決算の承認に関係する法律案）を除き、基本的にいずれかの議院のみの議決で成立するようにするなど、両議院の関係に見直しを加えている。

第17議会期（2013～2018年）においては、当時の中道左派政権が提出し、両議院で可決されたものの、改正の賛否を問う国民投票（2016年12月実施）により否決され、実現には至らなかった憲法改正法律⁽¹⁹⁾がある。ここでは、両議院の定数及び選挙方法について、下院が

(11) ここから生じる問題として、両議院間での審議の重複や、両議院がそれぞれ政府との間に信任関係を持っていることが政府の不安定さを招く点が挙げられる。

(12) “Testo di legge costituzionale approvato in seconda votazione a maggioranza assoluta, ma inferiore ai due terzi dei membri di ciascuna Camera, recante: «Modifiche alla Parte II della Costituzione.»,” *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, n.269, 18 novembre 2005, pp.5-24. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2005/11/18/05A10953/sg>>

(13) 憲法改正法律が両議院で可決された後、国民投票で否決されたのは、2006年と2016年（後述）の2回のみである。

(14) 現状では同時に行われている両議院選挙の実施時期が異なることになるが、上院選挙が普通・直接選挙で行われる点には変わりがない。

(15) イタリアの地方自治体は、原則として、コムーネ（基礎的自治体）、県・大都市、州の三層になっている。このうち、州を除いた、コムーネ、県、大都市を総称して、「地方団体」という。

(16) Relazione della I commissione permanente della Camera dei Deputati, 17 ottobre 2007. <http://leg15.camera.it/_dati/lavori/stampati/pdf/15PDL0033820.pdf> なお、名称は、L. ヴィオランテ（Luciano Violante）下院憲法問題委員会委員長（当時）の名前に因む。

(17) A.C. n.5386, Modifiche alla Parte seconda della Costituzione concernenti le Camere del Parlamento e la forma di governo, XVI Legislatura. <http://documenti.camera.it/_dati/leg16/lavori/stampati/pdf/16PDL0061820.pdf>

(18) 緊急法律命令とは、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である（憲法第77条第2項）。ただし、公布後60日以内に、国会により法律に転換されなければ失効する（同条第3項）。

(19) “Testo di legge costituzionale approvato in seconda votazione a maggioranza assoluta, ma inferiore ai due terzi dei membri di ciascuna Camera, recante: «Disposizioni per il superamento del bicameralismo paritario, la riduzione del numero dei parlamentari, il contenimento dei costi di funzionamento delle istituzioni, la soppressione del CNEL e la revisione del titolo V della parte II della Costituzione.»,” *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, n.88, 15 aprile 2016, pp.1-17. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2016/04/15/16A03075/sg>>

現状維持であったのに対し、上院は定数を95とし、州議会等による間接選挙とされた。当該法律も、一部の重要法律案を除いて下院が最終的に可決できるようにし、政府との信任関係を下院に限定する等、二院制自体を大幅に見直すものであった。

2 2019年憲法改正法律の制定

(1) 法律案の目的及び構成

2019年憲法改正法律は、G. クアリアリエッロ (Gaetano Quagliariello) 上院議員 (フォルツァ・イタリア—中道連合)⁽²⁰⁾ により2018年4月に提出された法律案第214号⁽²¹⁾ (以下「214号案」)、R. カルデローリ (Roberto Calderoli) 上院議員 (同盟—サルデーニャ行動党) 及びG. ペリッリ (Gianluca Perilli) 上院議員 (5つ星運動) により同年6月に提出された法律案第515号⁽²²⁾ (以下「515号案」)、S. パトゥアネッリ (Stefano Patuanelli) 上院議員 (5つ星運動) 及びM. ロメオ (Massimiliano Romeo) 上院議員 (同盟—サルデーニャ行動党) により同年9月に提出された法律案第805号⁽²³⁾ (以下「805号案」) の3件を、上院憲法問題委員会において統合したものが基になっている。

いずれの法律案も下院議員を630人から400人、選挙により選ばれる上院議員を315人から200人に削減する点では同じであり、それぞれの目的も、214号案がイタリアの二院制をより円滑なもの (紛糾することが少ないもの) とするとともに立法過程をより迅速なものとし、政治のコストを適切に軽減すること、515号案が、公の支出を合理化するとともに立法過程を簡素化すること、805号案が市民の要求に答えられるよう両議院の決定過程の改善に資すること及び政治のコストを減らすこととされており⁽²⁴⁾、方向性を一にしていた⁽²⁵⁾。

統合案の提案理由書⁽²⁶⁾ によれば、こうした目的は、両議院の効率及び生産性の上昇並びに公の支出の合理化と総括され、それを通して、「イタリアは、より限定された人数の、選挙による国会議員を有する他の欧州諸国に肩を並べることができる」とされた⁽²⁷⁾。

他方、いずれの法律案も、目的における言及こそあれ、従来の憲法改正案において定数削減と同時に目指されたような二院制の見直しを実際には含んでおらず、統合案も同様であった。

(20) 以下、上院議員名の後に、所属会派の名称を記す。

(21) A.S. n.214, Modifiche alla Costituzione in materia di riduzione del numero dei parlamentari, XVIII Legislatura. <<http://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01069126.pdf>>

(22) A.S. n.515, Modifiche agli articoli 56 e 57 della Costituzione, in materia di composizione della Camera dei deputati e del Senato della Repubblica, XVIII Legislatura. <<http://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01071664.pdf>>

(23) A.S. n.805, Modifiche agli articoli 56 e 57 della Costituzione in materia di riduzione del numero dei deputati e dei senatori, XVIII Legislatura. <<http://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01076402.pdf>>

(24) 各法律案の目的の要約に関しては、各法律案の提案理由のほか、Emanuele Rossi, “La riduzione del numero dei parlamentari,” *Quaderni costituzionali*, 39(2), 2019.6, p.423 を参照した。

(25) なお、下院議員を400人、上院議員を200人に削減することは、2018年3月の両議院選挙後、5つ星運動と同盟が連立政権を形成する際に締結された「変革のための政府に係る契約」(2018年5月)においても合意されていた。当該契約によれば、「国会議員の定数削減により、両議院の議事を組織することがより容易になり、立法過程は、代表の至高性に何ら影響を与えることなく、より効率的になる。というのも、両議院の国民による直接普通選挙は、その機能を損なうことなく不変だからである。このようにして、上院議員と下院議員の総数がほぼ半減するため、支出を大幅に削減することも可能となる」とされている。MoVimento 5 Stelle e Lega, *Contratto per il Governo del Cambiamento*, p.35. <https://s3-eu-west-1.amazonaws.com/associazionerousseau/documenti/contratto_governo.pdf>

(26) Relazione della 1^a commissione permanente del Senato della Repubblica, 30 gennaio 2019. <<http://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01098488.pdf>>

(27) *ibid.*, p.4.

このようにして作成された統合案は、全4か条から成り、第1条が下院議員の定数削減、第2条が上院議員の定数削減と各州に対する配分定数の見直し、第3条が大統領の任命する終身上院議員の定員規定の見直し、第4条が施行期日等に関する規定となっていた。このうち、第3条は、統合に際して加えられた規定で、上院議員の定数が大幅に削減される中で、終身上院議員の比重が過大にならないことを目的としている⁽²⁸⁾。また、第4条の規定によれば、第1条及び第2条は、2019年憲法改正法律の施行後、最初の両議院の解散又は任期満了の日から適用される。ただし、適用の日は、当該施行から60日以上経過していなければならない。また、第3条は、施行とともに適用することが定められた。

(2) 法律案の審議

憲法第138条によれば、憲法を改正するための法律案は、各議院で少なくとも3か月の期間において2回ずつ可決される必要がある。そして、各議院の2回目の表決については、その議員の過半数⁽²⁹⁾による可決という要件が課されている。さらに、過半数であってもその議員の3分の2の多数に達しない場合、一議院の議員の5分の1、50万人の選挙人又は5つの州議会からの要求があれば、その要求に基づき、改正の賛否を問う国民投票に付される。当該要求の期限は、可決された憲法改正法律の公示日から3か月以内である。当該国民投票において、有効投票の過半数が賛成であれば、大統領により署名がなされ、憲法改正法律は効力を生じることになる。なお、国民投票が成立するための得票率の要件はない。

この規定に基づき、今回の憲法改正法律案は、上院及び下院において、それぞれ2019年2月と同年5月に1回目の表決が行われ、可決された。

2019年7月には、上院において2回目の表決が行われ、民主党が1回目の表決に続いて反対したものの、賛成180票、反対50票で可決された⁽³⁰⁾。

賛成側の中核を成す5つ星運動のG. コルベッタ (Gianmarco Corbetta) 上院議員は、改正の効果として、国会の効率化、政治のコストの削減、人口比から見た国会議員数の欧州標準の達成を主張した⁽³¹⁾。これに対して、反対派の民主党のL. ザンダ (Luigi Zanda) 上院議員は、定数削減について、より広範な制度改革を補完するものであれば同意できるが、今回の改正は、民主主義を活性化させるのではなく、むしろ弱体化させるものと批判した⁽³²⁾。

しかし、2019年9月、民主党は同盟に代わって5つ星運動と連立政権を形成し、その際に締結された「新たな政府の形成についての政策方針」⁽³³⁾において国会議員の定数削減につい

(28) *ibid.*, pp.4-5.

(29) 各議院の全議員数（上院であれば選挙による議員の数と選挙によらない議員の数の合計）の過半数である。

(30) *Resoconto stenografico dell'Assemblea del Senato della Repubblica*, Seduta n.132, XVIII Legislatura, 11 luglio 2019, p.31. <<http://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/1118651.pdf>>

(31) *ibid.*, pp.28-30.

(32) *ibid.*, pp.19-22. 2019年5月に出された民主党の文書「国会議員の定数削減は、制度の改善をもたらすのではなく、民主主義を傷つける」においても、当該削減はイタリアの二院制自体のあり方と併せて議論するのが論理的かつ合理的であることや、イタリアのように極度に不安定で分裂した政治・政党システムにおいて、(国会議員の定数削減により)少数者の代表が適切に代表される機会が減少することは、国会の正当性の観点から重大な結果を生じることが指摘されていた。Ufficio Documentazione e Studi, "La riduzione del numero dei parlamentari non migliora le istituzioni e fa male alla democrazia," Dossier n.20, 9 maggio 2019. <http://www.deputatipd.it/files/documenti/20_RiduzioneParlamentari_0.pdf>

(33) MoVimento 5 Stelle e Partito Democratico, "Linee di indirizzo programmatico per la formazione del nuovo governo," 3 settembre 2019. <<https://doc-pubblici.s3-eu-west-1.amazonaws.com/programmaGoverno2settembre2019.pdf>>

でも合意がなされた⁽³⁴⁾。そのため、同年10月に行われた下院における2回目の表決では、民主党も賛成に回り、賛成553票、反対14票、棄権2票という圧倒的多数で可決された⁽³⁵⁾。なお、当初の法律案から、国会審議による修正は行われていない。可決後、改正法律は、2019年10月12日に公示された。

(3) 国民投票

改正法律は、両議院で2回ずつ可決されたものの、2019年7月に行われた上院の2回目の表決において賛成票がその議員数の3分の2に満たなかったため、71人の上院議員から改正の賛否を問う国民投票の要求が行われ、2020年1月23日、国民投票中央事務局は当該要求を適法と判断した⁽³⁶⁾。この要求を受けて、2020年1月28日の大統領令⁽³⁷⁾により、2020年3月29日に国民投票が実施されることが公告された。しかし、同年2月からイタリアにおいても新型コロナウイルス感染症の拡大が始まったことから、当該大統領令を取り消す大統領令⁽³⁸⁾が3月5日に発出され、国民投票の実施が一旦延期された。さらに、2020年3月17日緊急法律命令第18号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態に関連した国民保健サービスの強化並びに家庭、労働者及び企業に対する経済的支援に係る措置」⁽³⁹⁾により、国民投票要求が認められたと大統領等に通知された日(2020年1月23日)から240日以内に(つまり、2020年9月19日まで)に国民投票の公告がなされることとされた。そのため、公告後50日から70日以内の日曜日に行うと規定する1970年5月25日法律第352号「憲法に定める国民投票及び国民の立法発案に関する規定」⁽⁴⁰⁾第15条に基づき、国民投票は、2020年11月22日までに実施されることとなった。

3 2019年憲法改正法律の内容

(1) 下院議員の定数削減

憲法第56条第2項は、下院議員の定数を630とし、そのうち12を在外選挙区において選出

(34) 民主的代表性の保障や政治的・領域的な多元性の保障に配慮しながら、国会議員の定数削減を国会の議題としてまず取り上げることが必要だと述べられている。 *ibid.*, p.3.

(35) *Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati*, Seduta n. 234, XVIII Legislatura, 8 ottobre 2019, p.58. <<https://documenti.camera.it/leg18/resoconti/assemblea/html/sed0234/stenografico.pdf>>

(36) Ufficio Stampa della Corte Suprema di cassazione, "Comunicato Stampa," 23 gennaio 2020. <http://www.cortedicassazione.it/cassazione-resources/resources/cms/documents/23_01_2020_ComunicatoStampa_Referendum_Legge_Costituzionale.pdf>

(37) D.P.R. 28 gennaio 2020, Indizione del referendum popolare confermativo della legge costituzionale, recante: «Modifiche agli articoli 56, 57 e 59 della Costituzione in materia di riduzione del numero dei parlamentari», approvata dal Parlamento. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2020/01/29/20A00671/sg>>

(38) D.P.R. 5 marzo 2020, Revoca del decreto del Presidente della Repubblica 28 gennaio 2020, concernente indizione del referendum popolare confermativo della legge costituzionale recante: «Modifiche agli articoli 56, 57 e 59 della Costituzione in materia di riduzione del numero dei parlamentari». <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2020/03/06/20A01499/sg>>

(39) D.L. 17 marzo 2020, n.18, Misure di potenziamento del Servizio sanitario nazionale e di sostegno economico per famiglie, lavoratori e imprese connesse all'emergenza epidemiologica da COVID-19 (convertito con modificazioni dalla L. 24 aprile 2020, n.27). 当該緊急法律命令自体は、主として新型コロナウイルス感染症被害に対する経済的支援を目的とした立法であり、労働者の所得保障、育児支援の拡充、所定の企業の税金・保険料の支払期限延期、医療機器・保護用具の生産支援等を定めている。

(40) L. 25 maggio 1970, n.352, Norme sui referendum previsti dalla Costituzione e sulla iniziativa legislativa del popolo.

すると規定している。これに対して、改正は、定数を400とし、在外選挙区⁽⁴¹⁾の定数も8とするものである。なお、在外選挙区は、①（ロシア連邦及びトルコを含む）ヨーロッパ、②南米、③北中米及び④アフリカ・アジア・オセアニア・南極大陸（以下「アフリカ等」）に4分割されている。

(2) 上院議員の定数削減等

憲法第57条第2項は、選挙による上院議員の定数を315とし、そのうち6を在外選挙区において選出すると規定している。これに対して、改正は、当該定数を200とし、在外選挙区の定数も4とするものである。

また、憲法第57条第3項は、各州への配分定数の下限を7とし、人口が他の州と比較して特に少ない⁽⁴²⁾モリーゼ州及びヴァッレ・ダオスタ州について、それぞれ定数を2及び1としている⁽⁴³⁾。これに対して、改正は、各州への配分定数の下限を3とするものである。さらに、特別州⁽⁴⁴⁾の一つであるトレンティーノ＝アルト・アディジェ州に関して、同州を構成するトレント自治県とボルツァーノ自治県⁽⁴⁵⁾への配分定数の下限を各3に改めている。なお、モリーゼ州の定数を2、ヴァッレ・ダオスタ州の定数を1とする例外は継続する。

この各州への配分定数は、今回の改正法律の基となった3法律案の間で唯一の異なる規定であった。214号案及び805号案は、各州への配分定数の下限を5、モリーゼ州への配分定数を2又は1、ヴァッレ・ダオスタ州への配分定数を1としたのに対して、515号案は各州への配分定数の下限を6、モリーゼ州及びヴァッレ・ダオスタ州への配分定数を各1と定めていた。その後、上院憲法問題委員会において3法律案を統合するに当たり、各州への配分定数の下限は4、モリーゼ州及びヴァッレ・ダオスタ州への配分定数は各1と定められた⁽⁴⁶⁾。しかし、続く上院本会議における修正により、各州への配分定数の下限は3、モリーゼ州への配分定数は2と改められた⁽⁴⁷⁾。このように、当初の法律案に比べると、（モリーゼ州及びヴァッレ・ダオスタ州を除く）各州への配分定数は、審議が進むにつれて人口により比例したものへと改められた。

(41) 在外選挙区は、2001年12月27日法律第459号「国外に居住するイタリア市民の投票権の行使に関する規定」(L. 27 dicembre 2001, n.459, Norme per l'esercizio del diritto di voto dei cittadini italiani residenti all'estero.)により導入され、2006年両議院選挙から実際に運用されている。

(42) 各州の平均人口が約302万人であるのに対して、モリーゼ州の人口は約31万人、ヴァッレ・ダオスタ州の人口は約13万人となっている。なお、以上の数値は、“Demografia in cifre.” Istituto nazionale di statistica website <<http://demo.istat.it/>> による2019年の数値である。

(43) この規定を適用した後に、議席は、直近の国勢調査により明らかになった州の人口に比例して配分される。

(44) 特別州は、その地理的及び歴史的特殊性から、特殊な形式と条件の自治権を持つことが認められており、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州、シチリア州及びサルデーニャ州から成る。

(45) 特別州の中でも、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州のみ、憲法でトレント自治県とボルツァーノ自治県から構成されることが定められており、両県には州に準じた地位が認められている。

(46) *Resoconto sommario della 1ª Commissione permanente del Senato della Repubblica*, Seduta n.54, XVIII Legislatura, 12 dicembre 2018. <http://www.senato.it/japp/bgt/showdoc/print/18/SommComm/0/1084952/doc_dc> 各州への配分定数の下限を4としたことについては、従来下限である7を今回の定数削減に比例させると4.4となり、それに近似した値であるという理由が述べられている。op.cit.(26), p.4.

(47) A.S. n.214-515-805, Modifiche agli articoli 56, 57 e 59 della Costituzione in materia di riduzione del numero dei parlamentari, XVIII Legislatura. <<http://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01098819.pdf>>

(3) 終身上院議員の定員拡大抑止

憲法第59条第2項は、大統領が、社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名誉を高めた市民を5人、終身上院議員に任命できると規定している⁽⁴⁸⁾。この5人という数については、①在職している当該議員の総数の上限、②各大統領が任命できる数の上限という二つの解釈がある。従来の任命の大半は、①の解釈に基づいて、当該議員の死去後、大統領が新たな議員の任命を行ってきた。しかし、1980年代半ばから1990年代初頭にかけてS.ペルティニ（Sandro Pertini）及びF.コッシーガ（Francesco Cossiga）の両大統領による②の解釈に基づく任命も見られ、当該議員が最大で9人まで増加したことがあった⁽⁴⁹⁾。その後、1992年に就任したO.スカルファロ（Oscar Luigi Scalfaro）大統領以降は、在職している当該議員の総数が5人となるような運用が行われている。

改正は、上述した憲法第59条第2項の規定から「5人」の語を削るとともに、大統領の任命により在職中の上院議員の総数は、いかなる場合でも5人を上限とする旨の条文を追加して、規定の趣旨が①であることを明らかにしている。

4 2019年憲法改正法律の評価

第2節で述べた改正の目的を要約すれば、立法過程の効率化、政治のコストの削減、人口比から見て過剰と考えられる議員定数の適正化という3点になる。しかし、これらの目的に対しては、野党に加えて、研究者からも多くの批判がなされている。

第一に、立法過程の効率化に関しては、定数削減が議会に存在する政党の数の減少（のみ）をもたらし、そのような政党数の減少は、安定した多数派形成につながらない可能性も高いことから、相対的にガヴァナビリティを低下させるおそれがあるとの指摘⁽⁵⁰⁾や、両議院に同じ役割及び権限を付与する完全に対等な二院制が維持される限り、国会の効率性は向上しないとの指摘⁽⁵¹⁾がある。後者の指摘は、裏返せば、より広範な制度改革を補完するものであれば定数削減に同意できるという、野党であった際の民主党の主張や、議員定数の削減を単独で行うのではなく、対等な二院制から生じる問題と同時に取り組まなければならないといった指摘⁽⁵²⁾にもつながる。

第二に、政治のコストの削減に関しては、国会議員の定数削減によりもたらされる削減額が年間5700万ユーロ⁽⁵³⁾で、5つ星運動出身の閣僚の主張する削減額（年間1億ユーロ）より明らかに少なく、公的支出全体から見ても0.007%にとどまるという見方がある⁽⁵⁴⁾。

第三に、人口比から見た議員定数の適正化に関しては、当初の3件の上院議員提出法律案及

(48) このほか、大統領であった者は、辞退しない限り、当然に終身上院議員となる（憲法第59条第1項）。この規定により、本稿執筆時点では、G.ナポリターノ（Giorgio Napolitano）前大統領が終身上院議員として在職している。

(49) “Senatori a vita: XI Legislatura (dal 23 aprile 1992 al 14 aprile 1994).” Senato della Repubblica website <<http://www.senato.it/leg/11/BGT/Schede/Attsen/SenatoriAVita.html>> 大統領経験者を加えれば、当該時点の終身上院議員の人数は11人となっていた。

(50) Paolo Carrozza, “È solo una questione di numeri? Le proposte di riforma degli artt. 56 e 57 Cost. per la riduzione del numero dei parlamentari,” *Diritto pubblico comparato ed europeo*, numero speciale, 2019.5, pp.98-99.

(51) Colasante, *op.cit.*(9), p.74.

(52) Roberto D’Alimonte, Taglio parlamentari, scelta la via più facile ma meno efficace, *Il Sole 24 Ore*, 10 ottobre 2019. <<https://www.ilsole24ore.com/art/taglio-parlamentari-resta-nodo-bicameralismo-paritario-ACsQI2p>>

(53) 1ユーロは、約118円（令和2年6月分報告省令レート）である。

(54) Edoardo Frattola, “Quanto si risparmia davvero con il taglio del numero dei parlamentari?,” 24 luglio 2019, p.2. Osservatorio sui Conti Pubblici Italiani website <https://osservatoriocpi.unicatt.it/cpi-Nota_risparmi_taglio_parlamentari.pdf>

びその統合案の各提案理由のうち、805号案の提案理由⁽⁵⁵⁾が、唯一具体的な数値を述べている。ただし、そこでは、ドイツ・イギリス・フランス・イタリアの「直接国民に選ばれる」議員の定数を比較しており、そのため、選挙によらない上院議員を除く上院議員と下院議員を合計した数(945)のイタリアと、下院議員のみの数(それぞれ約700、650、600弱)のドイツ・イギリス・フランスが比較されていることに注意が必要である⁽⁵⁶⁾。下院議員のみを比較した場合、イタリアが人口10万人当たり議員1人に対して、ドイツ、フランスは人口10万人当たり議員0.9人、イギリスは人口10万人当たり議員1人と大きくは変わらず、改正後のイタリアは人口10万人当たり議員0.7人とEU加盟国の中で人口10万人当たりの下院議員数が最も少なくなる⁽⁵⁷⁾。

むしろ、改正により選挙人約9万6000人に対して下院議員1人であった比率が約15万1200人に1人となることは、議員と選挙人の一体感を低下させるとともに、選挙人の選択肢の幅を狭め、社会の現実や複雑さを映し出すレンズの視野を狭くする、さらには、社会に存在する様々な要求を表出させる機関である議会の弱体化にもつながるとの批判がある⁽⁵⁸⁾。

II 選挙法及び議院規則に対する定数削減の影響

1 両議院選挙法に及ぼした影響

イタリアでは、1957年3月30日共和国大統領令第361号「代議院 [= 下院] 選挙規定に関する諸法の統一法 (の承認)」(以下「下院選挙法」)⁽⁵⁹⁾が、下院選挙制度について詳細に定めている。同様に、上院選挙制度については、1993年12月20日立法命令第533号「共和国元老院 [= 上院] 選挙規定に関する諸法の統一法」(以下「上院選挙法」)⁽⁶⁰⁾が定めている。2017年11月3日法律第165号「代議院及び共和国元老院の選挙制度の改正。小選挙区及び大

(55) *op.cit.*(23), p.2.

(56) ドイツの上院に相当する連邦参議院は州政府による任命、イギリスの上院は世襲貴族、一代貴族(首相の助言に基づき国王が任命)及び聖職貴族(イングランド国教会の高位聖職者)、フランスの上院は下院議員、上院議員、地方議会議員等で構成される選挙人団による間接選挙によって選出され、国民による直接選挙ではない。また、上院の権能も下院とは異なっている。これに対して、イタリアの上院は、下院と権能も同じで国民による直接選挙で選ばれている。しかし、別個の選挙で選ばれ、相互に自律している上院と下院の議員を一括して、他国の下院議員と比較することには疑念も残る。なお、各国上院の選出に係る制度等については、小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1055号, 2019.5.16. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1>; 濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1056号, 2019.5.28. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>; 高澤美有紀「フランスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1047号, 2019.3.14. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252030_po_1047.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

(57) Servizio Studi, “Riduzione del numero dei parlamentari,” Dossier, A.C. 1585-B, XVIII legislatura, 29 luglio 2019, p. 26. <<https://documenti.camera.it/Leg18/Dossier/Pdf/AC0167e.Pdf>> なお、この報告書によれば、EU加盟国の中で人口10万人当たりの下院議員数が最も多いのはマルタの14.3人、最も少ないのはスペインの0.8人であり、全加盟国を平均すると約3.5人となる。

(58) Alessandra Algostino, “Contro la riduzione del numero dei parlamentari, in nome del pluralismo e del conflitto,” 27 febbraio 2020. Libertà e giustizia website <<http://www.libertaegiustizia.it/2020/02/27/contro-la-riduzione-del-numero-dei-parlamentari-in-nome-del-pluralismo-e-del-conflitto/>>

(59) D.P.R. 30 marzo 1957, n.361, Approvazione del testo unico delle leggi recanti norme per la elezione della Camera dei deputati. 以下、[] は筆者による補記である。

(60) D.Lgs. 20 dicembre 1993, n.533, Testo unico delle leggi recanti norme per l'elezione del Senato della Repubblica. なお、立法命令とは、憲法第76条に基づき、法律の定める一定の原則・指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令である。

選挙区 [= 比例区] の決定に関する政府への委任」⁽⁶¹⁾ (以下「2017年法」) は、両選挙法を一部改正し、それまでの多数派プレミアム⁽⁶²⁾ 付比例代表制 (上院は比例代表制) に代えて、小選挙区制と比例代表制の混合制を導入した。そして、在外選挙区に配分される議席を除いて、下院は、小選挙区 232 議席、比例区 386 議席とし、上院は、小選挙区 116 議席、比例区 193 議席とした。

この定数配分について、2017年法による改正後の下院選挙法は、1小選挙区から成るヴァッレ・ダオスタ選挙区 (第2条) のほか、小選挙区に配分される議席を 231 と明示し、残りの議席を比例方式により配分すると規定していた (第1条)。また、同改正後の上院選挙法も、ヴァッレ・ダオスタ州 (1小選挙区) 及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ州 (6小選挙区) を除いて、小選挙区に配分される議席を 109 と明示し、残りの議席を比例方式により配分すると規定していた (第1条)。

これに対して、2019年法 (全3か条)⁽⁶³⁾ は、憲法改正により国会議員の定数が変更されても選挙法を改正せずに適用できるように、小選挙区に配分される議席を、従来の固定した数値ではなく、議席全体に占める比率で示すように両選挙法を改めている。具体的には、下院の場合、在外選挙区及びヴァッレ・ダオスタ選挙区に配分される議席を除いた全ての議席数に8分の3を乗じて、その端数を切り下げたものに等しい数⁽⁶⁴⁾ と定めている (第1条)。同様に、上院の場合、在外選挙区に配分される議席を除いた全ての議席数に8分の3を乗じて、その端数を四捨五入したものに等しい数⁽⁶⁵⁾ と定めている (第2条)。このほか、2019年法は、その施行 (2019年6月26日) から2年以内に国会議員の定数を改める憲法改正が行われた場合、当該改正の施行から60日以内に選挙区の画定を行う立法命令を制定するよう政府に委任している (第3条)。

2 両議院規則に及ぼす影響

両議院規則⁽⁶⁶⁾ において、2019年憲法改正法律の実施を見越した改正は行われていない。しかし、定数削減は、会派や常任委員会 (以下「委員会」) の構成、ひいては、それを規定する

(61) L. 3 novembre 2017, n.165, Modifiche al sistema di elezione della Camera dei deputati e del Senato della Repubblica. Delega al Governo per la determinazione dei collegi elettorali uninominali e plurinominali. 同法の概要に関しては、芦田淳「【イタリア】上下両院選挙法の改正」『外国の立法』No.274-1, 2018.1, pp.8-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11019006_po_02740103.pdf?contentNo=1>; 高橋利安「イタリアにおける新選挙法の成立—2つの憲法裁判決と憲法改正国民投票の否決を受けて—」『修道法学』40巻2号, 2018.2, pp.471-488. <https://shudo-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=2698&file_id=21&file_no=1> を参照。

(62) ここでいう多数派プレミアムとは、得票率40%以上で最多得票した候補者名簿に、自動的に全議席の約55%を付与するものである。

(63) 2019年法の基となった法律案第881号 (A.S. n.881, Disposizioni per assicurare l'applicabilità delle leggi elettorali indipendentemente dal numero dei parlamentari, XVIII Legislatura. <<http://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01080158.pdf>>) は、憲法改正法律案の提出に続いて、2018年10月にG.ペリッリ上院議員、R.カルデローリ上院議員及びS.パトゥアネリ上院議員の3名により提出された。

(64) 現行の議席数に当てはめると、在外選挙区及びヴァッレ・ダオスタ選挙区に配分される議席を除いた議席数は617となり、それに8分の3を乗じて、端数を切り下げれば、231となり、2017年法の規定による議席数と同一になる。このように、2019年法による改正は、小選挙区制による議席と比例代表制による議席の配分比率を改めるものではない。

(65) 現行の議席数に当てはめると、在外選挙区に配分される議席を除いた議席数は309となり、それに8分の3を乗じて、端数を四捨五入すれば、116となり、2017年法の規定による議席数と同一になる。上院選挙についても、2019年法による改正は、小選挙区制による議席と比例代表制による議席の配分比率を改めるものではない。

(66) Senato della Repubblica, *Costituzione della Repubblica: Regolamento del Senato*, 2018. <http://www.senato.it/documenti/repository/istituzione/Costituzione_e_Regolamento_Senato_2018.pdf>; Camera dei Deputati, *Regolamento della Camera dei Deputati*. <http://www.camera.it/application/xmanager/projects/leg18/file/conoscere_la_camera/DA_SITO_25_settembre_2012.pdf>

当該規則に影響を及ぼし得る。

まず、会派の構成要件は、原則として、下院で所属議員数が20人以上、上院で所属議員数が10人以上等となっている。この構成員数は各議院定数の約3%であるが、当該定数の削減が行われると、その比率は5%に上昇する。この上昇は、特に上院において、選挙時の政党と選挙後の会派の連続性が重視されていること⁽⁶⁷⁾にかんがみれば、選挙時の候補者名簿(=政党)に対する阻止条項⁽⁶⁸⁾が3%とされていることに比べて明らかな引上げ⁽⁶⁹⁾であり、整合性を欠いている。このため、両議院規則に定める会派構成要件の見直しも考えられる⁽⁷⁰⁾。

また、委員会について、憲法は、その構成が会派の所属議員数を比例的に反映することを求めている(第72条第3項)。これを踏まえ、上院においては、上院規則第21条に基づき、次のとおり各委員会に所属する議員が定められる。まず、各会派は、その構成員14人ごとに各委員会に所属する議員を定める⁽⁷¹⁾。次に、上院議長は、まだ委員会に所属していない議員について、所属会派の提案に基づき、可能な限り会派構成等が委員会ごとに反映されるよう、所属委員会を決定する。その際、委員会の数(14)より構成員の数が少ない会派については、なるべく多くの委員会に参加できるよう、同一議員が三つまで異なる委員会に所属することが認められる⁽⁷²⁾。この各委員会への議員配分に関して、仮に改正による定数削減と同等の比率で委員会の構成員数を削減するならば、委員会の数より構成員の数が少ない会派が委員会において十分に代表されなくなるおそれが指摘されており⁽⁷³⁾、当該規則の運用に影響を及ぼし得る。

おわりに

2019年憲法改正法律は、立法過程の効率化、政治のコストの削減、人口比から見て過剰と考えられる議員定数の適正化という目的のために、下院議員及び選挙により選ばれる上院議員の定数の約36.5%をそれぞれ削減するものである。国会議員の定数削減は以前から議論されてきたものの、今回の改正は、従来の憲法改正提案と比較すれば、問題とされてきた二院制自体の見直しを伴わないこと、下院議員の削減幅が相対的に大きいことなどが特色として挙げられよう。また、定数削減と併せて、両議院において在外選挙区に配分される定数の削減、上院において各州に配分される定数の下限の見直し、大統領の任命する終身上院議員の定員拡大の抑止が定められている。

しかし、上述した目的に対しては少なからぬ批判がある。その代表的な内容は、①立法過程

(67) 上院において、会派は、原則として上院選挙に候補者を擁立した政党等と一致しなければならない。詳細に関しては、芦田淳「2017年イタリア上院規則改正—会派の固定及び委員会の役割の拡充に向けて—」『外国の立法』No.279, 2019.3, pp.35-36. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11249609_po_02790002.pdf?contentNo=1> を参照。

(68) 阻止条項とは、小党分立を防ぐため、一定の得票に満たなかった候補者名簿に議席配分を認めない規定である。

(69) Salvatore Curreri, "Gli effetti della riduzione del numero dei parlamentari sull'organizzazione e sul funzionamento delle Camere," *federalismi.it*, n.10, 15 aprile 2020, pp.14-15. <<https://www.federalismi.it/nv14/articolo-documento.cfm?Artid=41980>>

(70) このほか、両議院規則には、ある行為が認められる要件として一定の議員数を定めた規定が見られる。一例を挙げれば、政府に対して質疑の提出から2日以内に回答を求めることができる緊急質疑は、30人以上の下院議員による提出が認められている(下院規則第138条の2)。定数削減後に、この要件を維持するならば、結果的に要件の厳格化をもたらすため、当該規定を改めることが考えられる。

(71) これは、上院規則第22条により、委員会の数が14と規定されているからである。

(72) こうした例外を除けば、各議員は、2以上の委員会に所属することはない。

(73) Curreri, *op.cit.*(69), pp.8-9.

を始めとした国会の活動の効率化を求めるのであれば、両議院の権限が対等な二院制を同時に見直す必要があること、さらには、国会議員の定数削減が、国会に少数者の代表を含む多様な立場が反映されることを困難にし、国会自体の弱体化をも招きかねないこと、②国会議員の定数削減によるコスト削減の規模が限定的であること、③下院議員数のみの人口比を比較すれば、他の欧州主要国（ドイツ・イギリス・フランス）と大差はないことと総括できる。

本稿執筆時点において、新型コロナウイルス感染症拡大のため、改正に対する賛否を問う国民投票が延期されているが、世論調査⁽⁷⁴⁾等によれば、賛成が多数を占める可能性が高いようである。改正が実現した場合には、上述した批判を踏まえ、改正の影響を注視していく必要があるだろう。

（あしだ じゅん）

付記：本稿脱稿後に公布された2020年7月17日の大統領令⁽⁷⁵⁾により、憲法改正の賛否を問う国民投票は、同年9月20日及び21日に実施されることとなった。また、その後、公表された世論調査⁽⁷⁶⁾においても、改正に賛成が49%、反対が8%となっている。

(74) 例えば、2019年12月に実施された世論調査では、86%が議員定数の削減に賛成している。Ilvo Diamanti, “Per il taglio dei parlamentari è già plebiscite,” *La Repubblica*, 13 gennaio 2020. また、2020年2月に実施された世論調査でも、議員削減に「賛成81%、反対9%、分からない10%」という結果になっている。RAI DUE, *Povera Patria*, Puntata del 24 febbraio 2020. <<https://www.raiplay.it/video/2020/02/povera-patria-531f4088-b929-4a49-9093-36a771dee01f.html>> ただし、2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大により、国会議員の定数削減への賛否に関する世論調査についての報道は見当たらなかった。

(75) D.P.R. 17 luglio 2020, Indizione del referendum popolare confermativo relativo all’approvazione del testo della legge costituzionale recante «modifiche agli articoli 56, 57 e 59 della costituzione in materia di riduzione del numero dei parlamentari», approvato dal Parlamento e pubblicato nella Gazzetta Ufficiale della Repubblica italiana n. 240 del 12 ottobre 2019. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2020/07/18/20A03946/sg>>

(76) Nando Pagnoncelli, “Meloni a soli 5 punti dalla Lega La prova Ue fa salire il governo; Scenari,” *Corriere della Sera*, 25 luglio 2020. ただし、当該調査によれば、国民投票が予定されていることを知っているのは調査対象者の3分の1程度にとどまっている。

「国会議員の定数削減に関する憲法第 56 条、第 57 条及び第 59 条の改正」に係る、第 2 回目の表決において各議院の構成員の 3 分の 2 には満たない絶対多数により可決された憲法的法律の法文

Testo di legge costituzionale approvato in seconda votazione a maggioranza assoluta, ma inferiore ai due terzi dei membri di ciascuna Camera, recante: «Modifiche agli articoli 56, 57 e 59 della Costituzione in materia di riduzione del numero dei parlamentari».

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 芦田 淳訳

【目次】

第 1 条 代議院議員の数

第 2 条 元老院議員の数

第 3 条 終身元老院議員

第 4 条 規定の施行

付：現行規定と改正後の規定の対照表（イタリア共和国憲法）

第 1 条（代議院 [=下院] 議員の数）

1. 憲法第 56 条⁽¹⁾について、次のとおり改める。

a) 第 2 項について、「630」の語を「400」に改め、「12」の語を「8」に改める。

b) 第 4 項について、「618」の語を「392」に改める。

第 2 条（元老院 [=上院] 議員の数）

1. 憲法第 57 条について、次のとおり改める。

a) 第 2 項について、「315」の語を「200」に改め、「6」の語を「4」に改める。

b) 第 3 項について、「州」の語の後に「又は自治県」を加え、「7」の語を「3」に改める。

c) 第 4 項について、次のとおり改める。「州又は自治県の間での議席配分は、前項の規定を適用した後に、直近の国勢調査により明らかになった州等の人口に比例して、配分基数及び最大剰余数に基づき行う」

第 3 条（終身元老院議員）

* この翻訳は、「Testo di legge costituzionale approvato in seconda votazione a maggioranza assoluta, ma inferiore ai due terzi dei membri di ciascuna Camera, recante: «Modifiche agli articoli 56, 57 e 59 della Costituzione in materia di riduzione del numero dei parlamentari»,」 *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, n.240, 12 ottobre 2019, pp.1-2. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2019/10/12/19A06354/sg>> を訳出したものである。訳文中 [] は、訳者が訳文を補記したものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 6 月 1 日である。また、ここで訳出した法文は、2020 年 11 月までに実施される国民投票において有効投票の過半数が賛成であれば、大統領により署名がなされ、効力を生じる。

(1) 以下、イタリア共和国憲法の翻訳に当たっては、田近肇「イタリア共和国憲法」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第 4 版』三省堂、2017、pp.138-164；高橋利安「イタリア共和国憲法」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第 5 版』有信堂高文社、2018、pp.25-42 を参照した。また、イタリア共和国憲法の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。

1. 憲法第 59 条第 2 項について、次のとおり改める。「共和国大統領は、社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名誉を高めた市民を、終身の元老院議員に任命することができる。共和国大統領により任命されて在職中の元老院議員の総数は、いかなる場合でも 5 人を超えることができない」

第 4 条（規定の施行）

1. この憲法的法律の第 1 条及び第 2 条により改正された憲法第 56 条及び第 57 条の規定は、この憲法的法律の施行日以降、最初の両議院の解散又は任期満了の日から適用するものとする。ただし、適用の日は、当該施行日から 60 日間が経過していなければならない。

現行規定と改正後の規定の対照表（イタリア共和国憲法）

(現行規定)	(改正後の規定)
<p>第 56 条</p> <p>[2.] 代議院議員の定数は、<u>630⁽²⁾</u>である。ただし、そのうち <u>12</u> は、在外選挙区において選出する。</p> <p>[4.] 選挙区への議席の配分は、在外選挙区に配分される議席数を除いて、直近の人口に関する国勢調査によって明らかになった共和国の人口総数を <u>618</u> で除し、その配分基数及び最大剰余数に基づいて各選挙区の人口に比例して議席を分配することにより行う。</p>	<p>第 56 条</p> <p>[2.] 代議院議員の定数は、<u>400</u> である。ただし、そのうち <u>8</u> は、在外選挙区において選出する。</p> <p>[4.] 選挙区への議席の配分は、在外選挙区に配分される議席数を除いて、直近の人口に関する国勢調査によって明らかになった共和国の人口総数を <u>392</u> で除し、その配分基数及び最大剰余数に基づいて各選挙区の人口に比例して議席を分配することにより行う。</p>
<p>第 57 条</p> <p>[2.] 選挙による元老院議員の定数は、<u>315</u> である。ただし、そのうちの <u>6</u> は、在外選挙区において選出する。</p> <p>[3.] 各州の元老院議員の定数は <u>7</u> 以上とする。ただし、モリーゼ州の定数は 2、ヴァッレ・ダオスタ州の定数は 1 とする。</p> <p>[4.] <u>各州の間での議席配分は、在外選挙区に配分される議席数を除いて、前項の規定を適用した後に、直近の国勢調査により明らかになった州の人口に比例して、配分基数及び最大剰余数に基づき行う。</u></p>	<p>第 57 条</p> <p>[2.] 選挙による元老院議員の定数は、<u>200</u> である。ただし、そのうちの <u>4</u> は、在外選挙区において選出する。</p> <p>[3.] <u>各州又は自治県の元老院議員の定数は 3 以上とする。</u>ただし、モリーゼ州の定数は 2、ヴァッレ・ダオスタ州の定数は 1 とする。</p> <p>[4.] <u>州又は自治県の間での議席配分は、前項の規定を適用した後に、直近の国勢調査により明らかになった州等の人口に比例して、配分基数及び最大剰余数に基づき行う。</u></p>
<p>第 59 条</p> <p>[2.] <u>共和国大統領は、社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名誉を高めた市民を 5 人、終身の元老院議員に任命することができる。</u></p>	<p>第 59 条</p> <p>[2.] <u>共和国大統領は、社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名誉を高めた市民を、終身の元老院議員に任命することができる。共和国大統領により任命されて在職中の元老院議員の総数は、いかなる場合でも 5 人を超えることができない。</u></p>

(あしだ じゅん)

(2) 下線は、改正の対象となった箇所であることを示す。

2019年5月27日法律第51号
「国会議員数から独立して選挙法が適用可能であることを保障するための
規定」

L. 27 maggio 2019, n.51, Disposizioni per assicurare l'applicabilità delle leggi elettorali
indipendentemente dal numero dei parlamentari.

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 芦田 淳訳

【目次】

第1条 国会議員数から独立して代議院選挙規定が適用可能であることを保障するための規定

第2条 国会議員数から独立して共和国元老院選挙規定が適用可能であることを保障するための規定

第3条 小選挙区及び大選挙区を決定するための政府への委任

付：現行規定と改正後の規定の対照表（1957年3月30日共和国大統領令第361号「代議院選挙規定に関する諸法の統一法」）

付：現行規定と改正後の規定の対照表（1993年12月20日立法命令第533号「共和国元老院選挙規定に関する諸法の統一法」）

第1条 国会議員数から独立して代議院 [=下院] 選挙規定が適用可能であることを保障するための規定

1. 1957年3月30日共和国大統領令第361号で定める代議院選挙規定に関する諸法の統一法⁽¹⁾について、次のとおり改める。

a) 第1条について、次のとおり改める。

1) 第2項について、「231小選挙区」の語を「この統一法に付された別表Aに規定する選挙区において選出される全議席数に8分の3を乗じて、その端数を切り下げたものに等しい数の小選挙区」に改め、「トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル選挙区」から同項の末尾までの語を「トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル選挙区は、同選挙区に配分される議席の半数で、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区に分割する。3人の代議院議員が配分される選挙区は2小選挙区に分割し、2人の代議院議員が配分される選挙区には1小選挙区を設ける」に改める。

2) 第4項について、「231議席」の語を「第2項に規定する小選挙区に対応した数の議席」

* この翻訳は、“L. 27 maggio 2019, n.51, Disposizioni per assicurare l'applicabilità delle leggi elettorali indipendentemente dal numero dei parlamentari,” *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, n.135, 11 giugno 2019, pp.1-2. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2019/06/11/19G00060/sg>> を訳出したものである。訳文中〔〕は訳者が訳文を補記したものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月1日である。

(1) D.P.R. 30 marzo 1957, n.361, Approvazione del testo unico delle leggi recanti norme per la elezione della Camera dei deputati. 同法の翻訳に当たっては、高橋利安「イタリアの新選挙法—解説及び翻訳— (二)」『レファレンス』548号, 1996.9, pp.51-80; 高橋利安・井口文男「イタリアの新選挙法—解説及び翻訳— (三)」『レファレンス』549号, 1996.10, pp.113-134を参照した。以下、法令に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を併せて参照した。

に改める。

b) 第 83 条について、次のとおり改める。

1) 「第 77 条に基づく選挙区の 2 小選挙区」の語を、繰返しも含めて⁽²⁾「第 77 条に基づく選挙区の小選挙区数に 4 分の 1 を乗じて、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区」に改める。

2) 第 1 項 f) 号について、「617 議席の」の語を「ヴァッレ・ダオスタ選挙区に配分される議席を除いて、全国選挙区に配分される議席の」に改め、「231」の語を削る。

c) 別表 A.1⁽³⁾ は、削る。

第 2 条 国会議員数から独立して共和国元老院 [= 上院] 選挙規定が適用可能であることを保障するための規定

1. 1993 年 12 月 20 日立法命令第 533 号に定める共和国元老院選挙規定に関する諸法の統一法⁽⁴⁾ について、次のとおり改める。

a) 第 1 条について、次のとおり改める。

1) 第 2 項について、「ヴァッレ・ダオスタ／ヴァレー・ダオスト及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロルを例外として、全国を、州選挙区の範囲内で、109 小選挙区に細分する。モリーゼ州には、1 小選挙区を設ける。」の語を「各 [州] 選挙区において 1 人以上の議員が選出されるよう保障した上で、全国を、州選挙区において選出される全議席数に 8 分の 3 を乗じて、その端数を四捨五入したものに等しい数の小選挙区に細分する。元老院議員 1 人のみを選出する州の小選挙区及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロルの小選挙区を除き、」に改める。

2) 第 3 項について、「ヴァッレ・ダオスタ州には、設ける」の語を「元老院議員 1 人のみを選出する州には、設ける」に改める。

3) 第 4 項について、「1991 年 12 月 30 日法律第 422 号」の語の後に「又は州に配分される議席の範囲内で最大限定められた数の小選挙区」を加える⁽⁵⁾。

b) 第 16 条の 2 について、「第 16 条に基づく州選挙区の 2 小選挙区」及び「第 16 条に基づく選挙区の 2 小選挙区」の語を、繰返しも含めて「第 16 条に基づく州選挙区の選挙区数に 4 分の 1 を乗じて、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区」に改める。

c) 第 17 条について、「第 16 条に基づく州の 2 小選挙区」の語を、繰返しも含めて「第 16 条に基づく州選挙区の選挙区数に 4 分の 1 を乗じて、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区」に改める。

d) 第 7 章の見出しについて、「ヴァッレ・ダオスタ／ヴァレー・ダオスト [州] 及び」の

(2) 第 83 条において複数回使用されている「第 77 条に基づく選挙区の 2 小選挙区」という語句の全てに、改正が及ぶことを指示するための表現である。

(3) 別表 A.1 は、トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル選挙区及びモリーゼ選挙区における小選挙区の名称が、1993 年 12 月 20 日立法命令第 535 号「共和国元老院の小選挙区の決定」(D.Lgs. 20 dicembre 1993, n.535, Determinazione dei collegi uninominali del Senato della Repubblica.) に定める小選挙区の名称と一致する旨を定めていた。

(4) D.Lgs. 20 dicembre 1993, n.533, Testo unico delle leggi recanti norme per l'elezione del Senato della Repubblica. 同法の翻訳に当たっては、高橋・井口 前掲注(1), pp.140-149 (井口文男「イタリア上院選挙法」)を参照した。なお、立法命令とは、法律の定める一定の原則・指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令である。

(5) 以下、イタリア語と日本語の構造の差異により、原文と訳文(現行規定と改正後の規定の対照表を参照)では文言の挿入される箇所等が異なる場合がある。

語を「元老院議員1人のみを選出する〔州〕及び〔トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル〕州」に改める。

- e) 第20条第1項について、次のとおり改める。
- 1) 同項〔柱書〕について、「ヴァッレ・ダオスタの選挙区〔及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ州の選挙区〕における」の語を「元老院議員1人のみを選出する州の選挙区〔及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ州の選挙区〕における」に改める。
 - 2) a)号について、「ヴァッレ・ダオスタ州において、」の語を「元老院議員1人のみを選出する州において、」に改め、「アオスタの」の語を「州都の」に改める。
 - 3) c)号について、「2州」の語を「この条に規定する州」に改める。
 - 4) d)号について、「アオスタの」の語を「州都の」に改める。
- f) 第21条の3第1項について、「ヴァッレ・ダオスタの」の語を「元老院議員1人のみを選出する州の」に改める。

第3条 小選挙区及び大選挙区を決定するための政府への委任

1. この法律の施行から24か月以内に、憲法第56条第2項及び憲法第57条第2項に規定する両議院議員数を改める憲法的法律が審署された場合、政府に、代議院選挙及び共和国元老院選挙の小選挙区及び大選挙区を決定するための立法命令を定めるよう委任する。
2. 第1項に規定する立法命令は、同項に規定する憲法的法律の施行から60日以内に、次の原則及び指針に基づいて定める。
 - a) 代議院選挙のために、次のとおり定める。
 - 1) 国内選挙区においては、1957年3月30日共和国大統領令第361号に定める統一法第1条第2項の適用による数と等しい数の小選挙区を設ける。
 - 2) 2017年11月3日法律第165号第3条⁽⁶⁾第1項b)号、c)号、d)号及びe)号に規定する原則及び指針を適用する。
 - b) 元老院選挙のために、次のとおり定める。
 - 1) 全国を、1993年12月20日立法命令第533号に定める統一法第1条第2項の適用による数の小選挙区に細分する。
 - 2) 2017年11月3日法律第165号第3条第2項b)号、c)号、d)号及びe)号に規定する原則及び指針を適用する。
3. 2017年11月3日法律第165号第3条第3項、第4項及び第5項を適用する。2017年11月3日法律第165号第3条第6項の規定は適用しない。

(6) 同条の内容については、p.99の翻訳を参照のこと。

現行規定と改正後の規定の対照表

(1957年3月30日共和国大統領令第361号「代議院選挙規定に関する諸法の統一法」)

(現行規定)

第1条

1. 代議院は、1回の投票によって表明される、直接、平等、自由及び秘密投票に基づく普通選挙によって選出される。
2. 全国は、この統一法に付された別表Aに示される選挙区に分割される。在外選挙区に配分される議席は除き、第2条の規定⁽⁷⁾は変更せずに、国内選挙区においては、人口に基づいて各選挙区を分割することにより、231小選挙区⁽⁸⁾を設ける。トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル選挙区及びモリーゼ選挙区はそれぞれ、この統一法に付された別表Aに示される6小選挙区及び2小選挙区に分割される。
3. その他の議席の配分のために、各選挙区を原則として隣接した小選挙区の領域の集合から成る大選挙区に分割し、各大選挙区には、原則として3以上8以下の議席を配分する。
4. 在外選挙区に配分される議席は除き、第2条の規定は変更せずに、議席は、各小選挙区で最も多くの有効投票を獲得し第77条に基づいて当選を宣言された候補者に231議席を配分することにより、候補者名簿及び候補者名簿連合の間で配分する。その他の議席は、大選挙区において配分され、かつ、第83条及び第83条の2に従って比例方式により候補者名簿及び候補者名簿連合に配分される。

(改正後の規定)

第1条

1. 代議院は、1回の投票によって表明される、直接、平等、自由及び秘密投票に基づく普通選挙によって選出される。
2. 全国は、この統一法に付された別表Aに示される選挙区に分割される。在外選挙区に配分される議席は除き、第2条の規定は変更せずに、国内選挙区においては、人口に基づいて各選挙区を分割することにより、この統一法に付された別表Aに規定する選挙区において選出される全議席数に8分の3を乗じて、その端数を切り下げたものに等しい数の小選挙区を設ける。トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル選挙区は、同選挙区に配分される議席の半数で、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区に分割する。3人の代議院議員が配分される選挙区は2小選挙区に分割し、2人の代議院議員が配分される選挙区には1小選挙区を設ける。
3. その他の議席の配分のために、各選挙区を原則として隣接した小選挙区の領域の集合から成る大選挙区に分割し、各大選挙区には、原則として3以上8以下の議席を配分する。
4. 在外選挙区に配分される議席は除き、第2条の規定は変更せずに、議席は、各小選挙区で最も多くの有効投票を獲得し第77条に基づいて当選を宣言された候補者に第2項に規定する小選挙区に対応した数の議席を配分することにより、候補者名簿及び候補者名簿連合の間で配分する。その他の議席は、大選挙区において配分され、かつ、第83条及び第83条の2に従って比例方式により候補者名簿及び候補者名簿連合に配分される。

(7) 第2条は、ヴァッレ・ダオスタ選挙区について第6章で定めると規定している。また、第6章では、同選挙区に1議席が配分され、小選挙区制で選出されることが定められている。

(8) 下線は、改正の対象となった箇所であることを示す。

第83条

1. 全選挙区中央事務局の記録の抄本を受理した全国中央事務局は、必要であると考えた場合には、当該事務局長が選任した専門家の補佐を受けて、次の各号の事務を行う。
 - a) 各候補者名簿の全国得票係数を決定する。当該係数は、同一政党標識を有する候補者名簿が各選挙区で獲得した選挙区別得票係数の合計により求められる。
 - b) 有効投票の全国での合計を決定する。合計は、全候補者名簿の選挙区別得票係数の合計により求められる。
 - c) 各候補者名簿連合の全国得票係数を決定する。当該係数は、連合に連結した候補者名簿の全国得票係数の合計により求められる。候補者名簿連合の全国得票係数の決定において、全国で全有効投票の1%未満しか獲得できなかった候補者名簿の得票は加えないが、承認された少数言語話者を代表する候補者名簿のうち、e)号で規定するものは例外とする。
 - d) 各候補者名簿連合の選挙区別得票係数を決定する。当該係数は、連合に連結した候補者名簿で、c)号の最終文に基づき確定されるものの選挙区別得票係数の合計により求められる。
 - e) 次の候補者名簿連合及び候補者名簿を確定する。
 - 1) 全国で有効投票の10%以上を獲得し、かつ、全国で有効投票の3%以上を獲得した候補者名簿又は承認された少数言語話者を代表し、憲章⁽⁹⁾若しくはその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、当該州において有効投票の20%以上を獲得し、若しくはその候補者が少なくとも第77条に基づく選挙区の2小選挙区において当選した候補者名簿を含む候補者名簿連合

第83条

1. 全選挙区中央事務局の記録の抄本を受理した全国中央事務局は、必要であると考えた場合には、当該事務局長が選任した専門家の補佐を受けて、次の各号の事務を行う。
 - a) 各候補者名簿の全国得票係数を決定する。当該係数は、同一政党標識を有する候補者名簿が各選挙区で獲得した選挙区別得票係数の合計により求められる。
 - b) 有効投票の全国での合計を決定する。合計は、全候補者名簿の選挙区別得票係数の合計により求められる。
 - c) 各候補者名簿連合の全国得票係数を決定する。当該係数は、連合に連結した候補者名簿の全国得票係数の合計により求められる。候補者名簿連合の全国得票係数の決定において、全国で全有効投票の1%未満しか獲得できなかった候補者名簿の得票は加えないが、承認された少数言語話者を代表する候補者名簿のうち、e)号で規定するものは例外とする。
 - d) 各候補者名簿連合の選挙区別得票係数を決定する。当該係数は、連合に連結した候補者名簿で、c)号の最終文に基づき確定されるものの選挙区別得票係数の合計により求められる。
 - e) 次の候補者名簿連合及び候補者名簿を確定する。
 - 1) 全国で有効投票の10%以上を獲得し、かつ、全国で有効投票の3%以上を獲得した候補者名簿又は承認された少数言語話者を代表し、憲章若しくはその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、当該州において有効投票の20%以上を獲得し、若しくはその候補者が少なくとも第77条に基づく選挙区の小選挙区数に4分の1を乗じて、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区において当選した候補者名簿を含む候補者名簿連合

(9) 特別（自治）州は、憲法的法律で定めるそれぞれの憲章に基づき、特別な形式及び条件の自治権を有している（憲法第116条第1項）。

- 2) 候補者名簿連合と連結しなかった候補者名簿又は1)に規定する割合に達しなかった候補者名簿連合と連結した[候補者名簿]であって、全国で有効投票の3%以上を獲得したもの、並びに候補者名簿連合と連結しなかった候補者名簿及び1)に規定する割合に達しなかった候補者名簿連合と連結した候補者名簿であって、承認された少数言語話者を代表し、憲章又はその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、当該州において有効投票の20%以上を獲得し、又はその候補者が少なくとも第77条に基づく選挙区の2小選挙区において当選したもの
- f) 617議席の配分を行う。この目的のために、第77条第1項b)号に基づき小選挙区で選出された候補者に既に配分された231議席を差し引き、第92条第1項の規定は除いて、この項のe)号に規定する候補者名簿連合及び候補者名簿の間で、当該連合等の全国得票係数に基づいて残りの議席を配分する。この目的のために、この項のe)号に規定する候補者名簿連合及び候補者名簿の全国得票係数の合計を配分すべき議席数で除することにより、全国当選基数を得る。この除法を行うに当たり、当該基数[商]の小数部分は考慮に入れない。次に、各候補者名簿連合又は各候補者名簿の全国得票係数を、当該基数で除する。こうして得られた基数[商]の整数部分が、各候補者名簿連合又は各候補者名簿に配分される議席数を表す。配分すべき残りの議席は、後者の除法でより大きい剰余を得た候補者名簿連合又は候補者名簿の順に従って配分し、剰余が同じ場合には、最大の全国得票係数を得た候補者名簿連合又は候補者名簿に配分する。当該係数も同じ場合には、くじ引きにより配分する。
- 2) 候補者名簿連合と連結しなかった候補者名簿又は1)に規定する割合に達しなかった候補者名簿連合と連結した[候補者名簿]であって、全国で有効投票の3%以上を獲得したもの、並びに候補者名簿連合と連結しなかった候補者名簿及び1)に規定する割合に達しなかった候補者名簿連合と連結した候補者名簿であって、承認された少数言語話者を代表し、憲章又はその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、当該州において有効投票の20%以上を獲得し、又はその候補者が少なくとも第77条に基づく選挙区の小選挙区数に4分の1を乗じて、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区において当選したもの
- f) ヴァッレ・ダオスタ選挙区に配分される議席を除いて、全国の選挙区に配分される議席の配分を行う。この目的のために、第77条第1項b)号に基づき小選挙区で選出された候補者に既に配分された議席を差し引き、第92条第1項の規定は除いて、この項のe)号に規定する候補者名簿連合及び候補者名簿の間で、当該連合等の全国得票係数に基づいて残りの議席を配分する。この目的のために、この項のe)号に規定する候補者名簿連合及び候補者名簿の全国得票係数の合計を配分すべき議席数で除することにより、全国当選基数を得る。この除法を行うに当たり、当該基数[商]の小数部分は考慮に入れない。次に、各候補者名簿連合又は各候補者名簿の全国得票係数を、当該基数で除する。こうして得られた基数[商]の整数部分が、各候補者名簿連合又は各候補者名簿に配分される議席数を表す。配分すべき残りの議席は、後者の除法でより大きい剰余を得た候補者名簿連合又は候補者名簿の順に従って配分し、剰余が同じ場合には、最大の全国得票係数を得た候補者名簿連合又は候補者名簿に配分する。当該係数も同じ場合には、くじ引きにより配分する。

g) 各候補者名簿連合について、全国で有効投票の3%以上を獲得した候補者名簿及び承認された少数言語話者を代表し、憲章又はその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、当該州において有効投票の20%以上を獲得し、又はその候補者が少なくとも第77条に基づく選挙区の2小選挙区において当選した候補者名簿の間で議席の配分を行う。この目的のために、配分を認められた候補者名簿の全国得票係数の合計を、この項のf)号に基づいて既に確定された議席数で除する。この除法を行うに当たり、こうして得られた基数〔商〕の小数部分は考慮に入れない。次に、配分を認められた各候補者名簿の全国得票係数を、当該基数で除する。こうして得られた基数〔商〕の整数部分が、各候補者名簿に配分される議席数を表す。配分すべき残りの議席は、後者の除法で最大の剰余を得た候補者名簿に配分し、剰余が同じ場合には、最大の全国得票係数を得た候補者名簿に配分する。当該係数も同じ場合には、くじ引きにより配分する。

h) (以下省略)

g) 各候補者名簿連合について、全国で有効投票の3%以上を獲得した候補者名簿及び承認された少数言語話者を代表し、憲章又はその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、当該州において有効投票の20%以上を獲得し、又はその候補者が少なくとも第77条に基づく選挙区の小選挙区数に4分の1を乗じて、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区において当選した候補者名簿の間で議席の配分を行う。この目的のために、配分を認められた候補者名簿の全国得票係数の合計を、この項のf)号に基づいて既に確定された議席数で除する。この除法を行うに当たり、こうして得られた基数〔商〕の小数部分は考慮に入れない。次に、配分を認められた各候補者名簿の全国得票係数を、当該基数で除する。こうして得られた基数〔商〕の整数部分が、各候補者名簿に配分される議席数を表す。配分すべき残りの議席は、後者の除法で最大の剰余を得た候補者名簿に配分し、剰余が同じ場合には、最大の全国得票係数を得た候補者名簿に配分する。当該係数も同じ場合には、くじ引きにより配分する。

h) (以下省略)

現行規定と改正後の規定の対照表

(1993年12月20日立法命令第533号「共和国元老院選挙規定に関する諸法の統一法」)

(現行規定)

第1条

1. 共和国元老院は、州を基礎として選ばれる。在外選挙区に配分される議席を除いて、議席は、憲法第57条の規定に従い、直近の人口に関する国勢調査の結果に基づいて、各州に配分される。当該国勢調査の結果は、内務大臣の提案に基づく事前の閣議決定を経て発せられる共和国大統領令をもって行う、国立統計研究所の最新の公表により得られるものとする⁽¹⁰⁾。当該大統領令と同時に選挙の公示の大統領令が発せられる。
 2. ヴァッレ・ダオスタ／ヴァレー・ダオスト及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロルを例外として、全国を、州選挙区の範囲内で、109小選挙区に細分する。モリーゼ州には、1小選挙区を設ける。残りの小選挙区は、その他の州の間でその人口に比例して配分する。当該小選挙区においては、有効投票を最も多く獲得した候補者が当選する。
- 2の2. その他の議席の配分のために、各州選挙区を原則として隣接した小選挙区の領域の集合から成る大選挙区に分割し⁽¹¹⁾、各大選挙区には、原則として2以上8以下の議席を配分する。大選挙区における候補者名簿及び候補者名簿連合への議席の配分は、第17条に従って比例方式により行われる。

(改正後の規定)

第1条

1. 共和国元老院は、州を基礎として選ばれる。在外選挙区に配分される議席を除いて、議席は、憲法第57条の規定に従い、直近の人口に関する国勢調査の結果に基づいて、各州に配分される。当該国勢調査の結果は、内務大臣の提案に基づく事前の閣議決定を経て発せられる共和国大統領令をもって行う、国立統計研究所の最新の公表により得られるものとする。当該大統領令と同時に選挙の公示の大統領令が発せられる。
 2. 各[州]選挙区において1人以上の議員が選出されるよう保障した上で、全国を、州選挙区において選出される全議席数に8分の3を乗じて、その端数を四捨五入したものに等しい数の小選挙区に細分する。元老院議員1人のみを選出する州の小選挙区及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロルの小選挙区を除き、残りの小選挙区は、その他の州の間でその人口に比例して配分する。当該小選挙区においては、有効投票を最も多く獲得した候補者が当選する。
- 2の2. その他の議席の配分のために、各州選挙区を原則として隣接した小選挙区の領域の集合から成る大選挙区に分割し、各大選挙区には、原則として2以上8以下の議席を配分する。大選挙区における候補者名簿及び候補者名簿連合への議席の配分は、第17条に従って比例方式により行われる。

(10) 1861年のイタリア統一以降、国勢調査はほぼ10年ごとに実施されており、直近の第15回国勢調査に関しては、2012年11月6日大統領令「2010年7月30日法律第122号により修正を伴って転換された2010年5月31日緊急法律命令第78号第50条第5項に基づく、2011年10月9日の人口及び住民に関する第15回国勢調査による共和国の法定人口の決定」(D.P.R. 6 novembre 2012, Determinazione della popolazione legale della Repubblica in base al 15° censimento generale della popolazione e delle abitazioni del 9 ottobre 2011, ai sensi dell'articolo 50, comma 5, del decreto-legge 31 maggio 2010, n.78, convertito, con modificazioni, dalla legge 30 luglio 2010, n.122. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2012/12/18/12A12950/sg>>)が制定されている。当該命令は、各コムーネ(約8,000ある基礎的自治体)の人口を列挙するものである。

(11) この結果、規模の小さい順に、小選挙区、大選挙区、州選挙区の3つの選挙区が存在する。基本的には、複数の小選挙区の集合が1大選挙区に対応し、複数の大選挙区の集合が1州選挙区に対応する。

- 2の3. 国立統計研究所の最新の公表により得られる直近の人口に関する国勢調査の結果に基づき、第1項に規定する共和国大統領令により、各州選挙区において大選挙区に配分される議席の総数を定める⁽¹²⁾。当該議席には、小選挙区に割り当てられる議席を含む。
3. ヴァッレ・ダオスタ州には、単一の小選挙区を設ける。
4. トレンティーノ＝アルト・アディジェ州には、1991年12月30日法律第422号に基づき決定される6小選挙区を設ける。同州に割り当てられる残りの議席は、小選挙区当選者の得票を控除して行う比例方式により配分する。

第16条の2

1. 全州選挙事務局の記録の抄本を受理した全国中央選挙事務局は、必要であると考えた場合には、当該事務局長が選任した専門家の補佐を受けて、次の各号の事務を行う。
- a) 各候補者名簿の全国得票係数を決定する。当該係数は、同一政党標識を有する候補者名簿が各州で獲得した州別得票係数の合計により求められる。
- b) 有効投票の全国での合計を決定する。合計は、全候補者名簿の州別得票係数の合計により求められる。
- c) 各候補者名簿連合の全国得票係数を決定する。当該係数は、連合に連結した候補者名簿の全国得票係数の合計により求められる。候補者名簿連合の全国得票係数の決定において、全国で全有効投票の1%未満しか獲得できなかった候補者名簿の得票は加えないが、当該候補者名簿が1州以上において当該州の有効投票の20%以上を獲得した場合、又は承認された少数言語話者を代表し、憲章若しくはその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出された候補者名簿について、その候補者が少なくとも第16条に基づく州選挙区の2小選挙区において当選した場合は例外とする。

- 2の3. 国立統計研究所の最新の公表により得られる直近の人口に関する国勢調査の結果に基づき、第1項に規定する共和国大統領令により、各州選挙区において大選挙区に配分される議席の総数を定める。当該議席には、小選挙区に割り当てられる議席を含む。
3. 元老院議員1人のみを選出する州には、単一の小選挙区を設ける。
4. トレンティーノ＝アルト・アディジェ州には、1991年12月30日法律第422号に基づき決定される6小選挙区又は州に配分される議席の範囲内で最大限定められた数の小選挙区を設ける。同州に割り当てられる残りの議席は、小選挙区当選者の得票を控除して行う比例方式により配分する。

第16条の2

1. 全州選挙事務局の記録の抄本を受理した全国中央選挙事務局は、必要であると考えた場合には、当該事務局長が選任した専門家の補佐を受けて、次の各号の事務を行う。
- a) 各候補者名簿の全国得票係数を決定する。当該係数は、同一政党標識を有する候補者名簿が各州で獲得した州別得票係数の合計により求められる。
- b) 有効投票の全国での合計を決定する。合計は、全候補者名簿の州別得票係数の合計により求められる。
- c) 各候補者名簿連合の全国得票係数を決定する。当該係数は、連合に連結した候補者名簿の全国得票係数の合計により求められる。候補者名簿連合の全国得票係数の決定において、全国で全有効投票の1%未満しか獲得できなかった候補者名簿の得票は加えないが、当該候補者名簿が1州以上において当該州の有効投票の20%以上を獲得した場合、又は承認された少数言語話者を代表し、憲章若しくはその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出された候補者名簿について、その候補者が少なくとも第16条に基づく州選挙区の小選挙区数に4分の1を乗じて、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区において当選した場合は例外とする。

(12) 第2文にあるように、ここでは大選挙区内の小選挙区に配分される議席（多数決方式で選出される議席）も含めて「大選挙区に配分される議席の総数」としている。

- d) 各候補者名簿連合の州別得票係数を決定する。当該係数は、連合に連結した候補者名簿で、c)号の最終文に基づき確定されるものの州別得票係数の合計により求められる。
- e) 次の候補者名簿連合及び候補者名簿を確定する。
- 1) 全国で有効投票の10%以上を獲得し、かつ、全国で有効投票の3%以上を獲得した候補者名簿、1州以上において有効投票の20%以上を獲得した候補者名簿又は承認された少数言語話者を代表し、憲章若しくはその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、その候補者が少なくとも第16条に基づく州選挙区の2小選挙区において当選した候補者名簿を含む候補者名簿連合
- 2) 候補者名簿連合と連結しなかった候補者名簿又は1)に規定する割合に達しなかった候補者名簿連合と連結した〔候補者名簿〕であって、全国で有効投票の3%以上を獲得したもの、候補者名簿連合と連結しなかった候補者名簿又は1)に規定する割合に達しなかった候補者名簿連合と連結した〔候補者名簿〕であって、1州以上において有効投票の20%以上を獲得したもの、及び候補者名簿連合と連結しなかった候補者名簿又は1)に規定する割合に達しなかった候補者名簿連合と連結した〔候補者名簿〕であって、承認された少数言語話者を代表し、憲章又はその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、その候補者が少なくとも第16条に基づく選挙区の2小選挙区において当選したものの
- f) e)号1)及び2)に基づき確定された候補者名簿及び候補者名簿連合の一覧は、州選挙事務局に記録の抄本を送付することで通知する。
- d) 各候補者名簿連合の州別得票係数を決定する。当該係数は、連合に連結した候補者名簿で、c)号の最終文に基づき確定されるものの州別得票係数の合計により求められる。
- e) 次の候補者名簿連合及び候補者名簿を確定する。
- 1) 全国で有効投票の10%以上を獲得し、かつ、全国で有効投票の3%以上を獲得した候補者名簿、1州以上において有効投票の20%以上を獲得した候補者名簿又は承認された少数言語話者を代表し、憲章若しくはその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、その候補者が少なくとも第16条に基づく州選挙区の小選挙区数に4分の1を乗じて、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区において当選した候補者名簿を含む候補者名簿連合
- 2) 候補者名簿連合と連結しなかった候補者名簿又は1)に規定する割合に達しなかった候補者名簿連合と連結した〔候補者名簿〕であって、全国で有効投票の3%以上を獲得したもの、候補者名簿連合と連結しなかった候補者名簿又は1)に規定する割合に達しなかった候補者名簿連合と連結した〔候補者名簿〕であって、1州以上において有効投票の20%以上を獲得したもの、及び候補者名簿連合と連結しなかった候補者名簿又は1)に規定する割合に達しなかった候補者名簿連合と連結した〔候補者名簿〕であって、承認された少数言語話者を代表し、憲章又はその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、その候補者が少なくとも第16条に基づく州選挙区の小選挙区数に4分の1を乗じて、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区において当選したものの
- f) e)号1)及び2)に基づき確定された候補者名簿及び候補者名簿連合の一覧は、州選挙事務局に記録の抄本を送付することで通知する。

第17条

1. 州選挙事務局は、第16条の2第1項e)号1)及び2)に基づき全国中央選挙事務局により確定され、第16条の2第1項f)号に規定する一覽に含まれる各候補者名簿及び候補者名簿連合に、州の大選挙区において付与される議席の配分を行う。この目的のために、当該事務局は、次の作業を行う。

a) 第16条の2第1項e)号1)に規定する候補者名簿連合、全国で有効投票の3%以上を獲得した候補者名簿又は州において有効投票の20%以上を獲得した候補者名簿、及び承認された少数言語話者を代表し、憲章又はその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、その候補者が少なくとも第16条に基づく州の2小選挙区において当選した候補者名簿の州別得票係数の合計を、州の大選挙区において配分すべき議席数で除することにより、州別当選基数を得る。この除法を行うに当たり、当該基数〔商〕の小数部分は考慮に入れない。次に、各候補者名簿連合又は各候補者名簿の州別得票係数を、当該基数で除する。こうして得られた基数〔商〕の整数部分が、各候補者名簿連合又は各候補者名簿に配分される議席数を表す。配分すべき残りの議席は、後者の除法で最大の剰余を得た候補者名簿連合又は候補者名簿に配分し、剰余が同じ場合には、最大の州別得票係数を得た候補者名簿連合又は候補者名簿に配分する。当該係数も同じ場合には、くじ引きにより配分する。

b) 各候補者名簿連合について、全国で有効投票の3%以上を獲得し配分を認められた候補者名簿、州において有効投票の20%以上を獲得した候補者名簿及び承認された少数言語話者を代表し、憲章又はその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、その候補者が少なくとも第16条に基づく州の2小選挙区において当選した候補者名簿の間で議席の配分を行う。この目的のために、配分を

第17条

1. 州選挙事務局は、第16条の2第1項e)号1)及び2)に基づき全国中央選挙事務局により確定され、第16条の2第1項f)号に規定する一覽に含まれる各候補者名簿及び候補者名簿連合に、州の大選挙区において付与される議席の配分を行う。この目的のために、当該事務局は、次の作業を行う。

a) 第16条の2第1項e)号1)に規定する候補者名簿連合、全国で有効投票の3%以上を獲得した候補者名簿又は州において有効投票の20%以上を獲得した候補者名簿、及び承認された少数言語話者を代表し、憲章又はその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、その候補者が少なくとも第16条に基づく州選挙区の小選挙区数に4分の1を乗じて、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区において当選した候補者名簿の州別得票係数の合計を、州の大選挙区において配分すべき議席数で除することにより、州別当選基数を得る。この除法を行うに当たり、当該基数〔商〕の小数部分は考慮に入れない。次に、各候補者名簿連合又は各候補者名簿の州別得票係数を、当該基数で除する。こうして得られた基数〔商〕の整数部分が、各候補者名簿連合又は各候補者名簿に配分される議席数を表す。配分すべき残りの議席は、後者の除法で最大の剰余を得た候補者名簿連合又は候補者名簿に配分し、剰余が同じ場合には、最大の州別得票係数を得た候補者名簿連合又は候補者名簿に配分する。当該係数も同じ場合には、くじ引きにより配分する。

b) 各候補者名簿連合について、全国で有効投票の3%以上を獲得し配分を認められた候補者名簿、州において有効投票の20%以上を獲得した候補者名簿及び承認された少数言語話者を代表し、憲章又はその実施規則が当該少数言語話者の特別な保護を定める特別自治州にのみ提出され、その候補者が少なくとも第16条に基づく州選挙区の小選挙区数に4分の1を乗じて、その端数を切り上げたものに等しい数の小選挙区にお

認められた候補者名簿の得票係数の合計を、a)号に基づいて確定された議席数で除する。この除法を行うに当たり、こうして得られた基数〔商〕の小数部分は考慮に入れない。次に、配分を認められた各候補者名簿の州別得票係数を、当該基数で除する。こうして得られた基数〔商〕の整数部分が、各候補者名簿に配分される議席数を表す。配分すべき残りの議席は、後者の除法で最大の剰余を得た候補者名簿に配分し、剰余が同じ場合には、最大の州別得票係数を得た候補者名簿に配分する。当該係数も同じ場合には、くじ引きにより配分する。

c) (省略)

第7章 ヴァッレ・ダオスタ／ヴァレー・ダオスト州及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル州に関する特例

第20条

1. ヴァッレ・ダオスタの選挙区及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ州の小選挙区における小選挙区選挙は、適用可能な限り前条までの規定と、次の規定により規制する。
 - a) ヴァッレ・ダオスタ州において、立候補は、選挙区の300人以上600人以下の選挙人により署名された届出により行われなければならない。任期満了より120日以上前に共和国元老院が解散された場合、立候補に必要な署名数は、その半分とする。立候補の届出は、その政党標識の寄託とともに、アオスタの裁判所書記局において行われる。
 - b) 2017年11月3日法律第165号により削除
 - c) 2州の小選挙区選挙の投票用紙の様式は、制定後の改正が加えられた1980年3月13日法律第70号に付された別表F及びGにより規定されたとおりである。

いて当選した候補者名簿の間で議席の配分を行う。この目的のために、配分を認められた候補者名簿の得票係数の合計を、a)号に基づいて確定された議席数で除する。この除法を行うに当たり、こうして得られた基数〔商〕の小数部分は考慮に入れない。次に、配分を認められた各候補者名簿の州別得票係数を、当該基数で除する。こうして得られた基数〔商〕の整数部分が、各候補者名簿に配分される議席数を表す。配分すべき残りの議席は、後者の除法で最大の剰余を得た候補者名簿に配分し、剰余が同じ場合には、最大の州別得票係数を得た候補者名簿に配分する。当該係数も同じ場合には、くじ引きにより配分する。

c) (省略)

第7章 元老院議員1人のみを選出する州及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル州に関する特例

第20条

1. 元老院議員1人のみを選出する州の選挙区及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ州の小選挙区における小選挙区選挙は、適用可能な限り前条までの規定と、次の規定により規制する。
 - a) 元老院議員1人のみを選出する州において、立候補は、選挙区の300人以上600人以下の選挙人により署名された届出により行われなければならない。任期満了より120日以上前に共和国元老院が解散された場合、立候補に必要な署名数は、その半分とする。立候補の届出は、その政党標識の寄託とともに、州都の裁判所書記局において行われる。
 - b) 2017年11月3日法律第165号により削除
 - c) この条に規定する州の小選挙区選挙の投票用紙の様式は、制定後の改正が加えられた1980年3月13日法律第70号に付された別表F及びGにより規定されたとおりである。

d) アオスタの裁判所は、第7条に基づく州選挙事務局を設け、3人の司法官がその権能を行使する。

d) 州都の裁判所は、第7条に基づく州選挙事務局を設け、3人の司法官がその権能を行使する。

第21条の3

1. いかなる理由であれ、ヴァッレ・ダオスタの小選挙区又はトレンティーノ＝アルト・アディジェの小選挙区の一つの元老院議員の議席が空席となれば、共和国元老院議長は、その選挙区で補欠選挙が行われるよう、首相及び内務大臣に即時に通知するものとする。
2. (以下省略)

第21条の3

1. いかなる理由であれ、元老院議員1人のみを選出する州の小選挙区又はトレンティーノ＝アルト・アディジェの小選挙区の一つの元老院議員の議席が空席となれば、共和国元老院議長は、その選挙区で補欠選挙が行われるよう、首相及び内務大臣に即時に通知するものとする。
2. (以下省略)

(あしだ じゅん)

2017年11月3日法律第165号
「代議院及び共和国元老院の選挙制度の改正。小選挙区及び大選挙区の決定に関する政府への委任」(抄)

L. 3 novembre 2017, n.165, Modifiche al sistema di elezione della Camera dei deputati e del Senato della Repubblica. Delega al Governo per la determinazione dei collegi elettorali uninominali e plurinominali.

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 芦田 淳訳

【目次】

第3条 小選挙区及び大選挙区の決定についての政府への委任

第3条 小選挙区及び大選挙区の決定についての政府への委任

1. 代議院 [=下院] 選挙について、この法律の施行から30日以内に、1988年8月23日法律第400号第14条⁽¹⁾に基づき、1957年共和国大統領令第361号[下院選挙法]に付され、この法律により改められた別表Aに規定する各選挙区の範囲内で、次の原則及び指針に基づき、小選挙区及び大選挙区を決定するための立法命令を定めるよう、政府に委任する。
 - a) ヴァッレ・ダオスタ／ヴァレー・ダオスト選挙区についての規定は除いて、代議院選挙のための全国の残りの選挙区には、231小選挙区を設ける。トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル選挙区及びモリーゼ選挙区には、それぞれ共和国元老院 [=上院] の小選挙区の決定に関する1993年12月20日立法命令第535号により定められた領域の6小選挙区及び2小選挙区を設ける。1957年共和国大統領令第361号に付され、この法律により改められた別表Aに規定する全国のその他の選挙区には、国立統計研究所の最新の公表により得られる直近の人口に関する国勢調査の結果に基づいて決定される人口に比例した数の小選挙区が配分される。
 - b) ヴァッレ・ダオスタ／ヴァレー・ダオスト選挙区を例外として、全国のその他の各選挙区には、隣接した小選挙区の集合により形成される大選挙区が設けられる。各選挙区に設けられる大選挙区の数及び各大選挙区の領域は、各大選挙区において、a)号に基づいて算定される住民数に基づき、当該大選挙区を構成する小選挙区の数に、通常3以上8以下の

* この翻訳は、“L. 3 novembre 2017, n.165, Modifiche al sistema di elezione della Camera dei deputati e del Senato della Repubblica. Delega al Governo per la determinazione dei collegi elettorali uninominali e plurinominali,” *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, n.264, 11 novembre 2017, pp.12-13. <<https://www.gazzettaufficiale.it/eli/id/2017/11/11/17G00175/sg>> を抄訳したものである。以下、法令に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を併せて参照した。訳文中 [] は訳者が訳文を補記したものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月1日である。

(1) 1988年8月23日法律第400号「政府の活動及び首相府の組織に関する規定」(L. 23 agosto 1988, n.400, *Disciplina dell'attività di Governo e ordinamento della Presidenza del Consiglio dei Ministri.*) 第14条は、法文中にもある「立法命令」の制定手続、制定期限等を規定している。立法命令とは、法律の定める一定の原則・指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令である。

数を加えた数の議席が配分されるように決定する。その際、平均より少ない数の議席が配分される大選挙区の数最少になるようにする。モリーゼ [選挙区] には、1957 年共和国大統領令第 361 号第 83 条及び第 83 条の 2 に従って比例方式により配分される 1 議席が配分される。選挙区の各小選挙区は、いずれかの大選挙区に包含される。トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル選挙区、ウンブリア選挙区、モリーゼ選挙区及びバジリカータ選挙区には、選挙区の全小選挙区を包含する単一大選挙区を設ける。

- c) 各小選挙区及び各大選挙区の人口は、それぞれ、選挙区の小選挙区及び大選挙区の人口の平均から上下 20% の範囲内で増減してもよい。
 - d) 小選挙区及び大選挙区の形成に当たり、当該選挙区が要求する行政の統一性や必要に応じて地方制度を考慮した各選挙区の領域の凝集性 [まとまり] のほか、通常、経済・社会的側面及び歴史・文化的性格の側面の下での同質性、各選挙区の領域の連続性（当該領域が島嶼部を含む場合を除く。）を保障する。通常、小選挙区及び大選挙区は、コムーネ [基礎的自治体] の人口規模のため、当該コムーネの内部に複数の選挙区が含まれる場合を除いて、コムーネの領域を分割することはできない。承認された少数言語話者が存在する地域において、選挙区の境界画定は、この項に規定する原則及び指針の例外であっても、可能な限り少ない数の選挙区で当該話者の統合に便宜を図る必要性を考慮しなければならない。大選挙区の決定のために定められた原則及び指針は変更せず、小選挙区の数 1993 年立法命令第 535 号により定められた数と同数の選挙区において、小選挙区の形成は、可能であれば 1993 年立法命令第 535 号により定められた選挙区の境界画定を基準として用いることにより行う。
 - e) フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア選挙区において、小選挙区の一つは、2001 年 2 月 23 日法律第 38 号第 26 条⁽²⁾に基づき、スロヴェニア語を話す少数者を表す候補者が代表となることに資するように設ける。
2. 第 1 項に規定する立法命令により、各州の範囲内で、次の原則及び指針に基づき、共和国元老院選挙のための小選挙区及び大選挙区を決定するよう、政府に委任する。
- a) ヴァッレ・ダオスタ／ヴァレー・ダオスト選挙区及びトレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル選挙区についての規定は除いて、共和国元老院選挙のための全国の残りの州には、109 小選挙区を設ける。モリーゼ州の領域には、単一の小選挙区を設ける。その他の州には、国立統計研究所の最新の公表により得られる直近の人口に関する国勢調査の結果に基づいて決定される人口に比例した数の小選挙区が配分される。
 - b) ヴァッレ・ダオスタ／ヴァレー・ダオスト州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル州及びモリーゼ州を例外として、その他の各州には、隣接した小選挙区の集合により形成される大選挙区が設けられる。各州に設けられる大選挙区の数及び各大選挙区の領域は、各大選挙区において、a) 号に基づいて算定される住民数に基づき、当該大選挙区を構成する小選挙区の数に、通常 2 以上 8 以下の数を加えた数の議席が配分されるように決定する。その際、平均より少ない数の議席が配分される大選挙区の数最少になるよう

(2) 2001 年 2 月 23 日法律第 38 号「フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州のスロヴェニア語少数者の保護のための規定」(L. 23 febbraio 2001, n.38, Norme a tutela della minoranza linguistica slovena della regione Friuli-Venezia Giulia.) 第 26 条は、下院選挙法及び上院選挙法が、スロヴェニア語を話す少数者に属する候補者が代表となることに資するような規定を設けるものとしている。

にする。州の各小選挙区は、いずれかの大選挙区に包含される。

- c) 各小選挙区及び各大選挙区の人口は、それぞれ、選挙区の小選挙区及び大選挙区の人口の平均から上下20%の範囲内で増減してもよい。
 - d) 小選挙区及び大選挙区の形成に当たり、各選挙区の領域の凝集性のほか、通常、経済・社会的側面及び歴史・文化的性格の側面の下での同質性、各選挙区の領域の連続性(当該領域が島嶼部を含む場合を除く。)を保障する。通常、小選挙区及び大選挙区は、コムーネの人口規模のため、当該コムーネの内部に複数の選挙区が含まれる場合を除いて、コムーネの領域を分割することはできない。承認された少数言語話者が存在する地域において、選挙区の境界画定は、この項に規定する原則及び指針の例外であっても、可能な限り少ない数の選挙区で当該話者の統合に便宜を図る必要性を考慮しなければならない。
 - e) フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア選挙区において、小選挙区の一つは、2001年2月23日法律第38号第26条に基づき、スロヴェニア語を話す少数者を表す候補者が代表となることに資するように設ける。
3. 第1項及び第2項に規定する立法命令案の準備のために、政府は、国の予算に新たな負担又はより重い負担をもたらすことなく、国立統計研究所長及び10人の専門家により構成される委員会を利用することとする。国立統計研究所長は当該委員会を主宰するものとし、10人の専門家は委員会が遂行する任務に関連した専門家とする。
 4. 第1項及び第2項に規定する立法命令案は、所管委員会の意見表明のために両院に送付され、当該委員会は、送付から15日以内に意見を表明する。立法命令が議会で表明された意見と一致しない場合、政府は、命令の公布と同時に、両院に適切な理由づけを含む報告書を送らなければならない。
 5. 所定の期間内に第4項に規定する意見の表明が行われなかった場合であっても、その立法命令は公布することができる。
 6. 政府は、第3項に基づき任命された委員会の構成を3年ごとに改めるものとする。委員会は、人口に関する国勢調査の結果に関連して、この条に規定する基準に従い、小選挙区及び大選挙区の見直しのための指示を表明し、それを政府に報告する。政府は、小選挙区及び大選挙区の見直しのために、両院に法案を提出するものとする。
 7. (省略)

(あしだ じゅん)

